

## 製造業者等における有害物質管理の取組状況について

- ◆ 製造業者等が委託する再商品化施設(家電リサイクルプラント)においては、過去に製造・販売された製品に含まれている水銀・PCBといった有害物質について、その製品を特定しその部品を除去する等、適正に管理している。

【水銀】・対象部品を除去し、処理のため処理委託先へ送付。  
委託先では、焙焼工程を経て水銀を回収している。

【PCB】・対象製品が、家電リサイクルプラントに入荷されると、その製品を取り置きし、製造業者等に連絡し、製造業者等が取り外して管理している。  
・製造業者等は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて管理・保管している。

- ◆ 平成26年度回収実績は以下の通り

【水銀】・エアコン部品回収 : 14, 683台 (水銀リレー)  
・冷蔵庫・冷凍庫部品回収 : 25, 758台 (除菌ランプ、庫内灯)  
・液晶バックライト : 113, 359Kg (蛍光管)

【PCB】・ブラウン管式テレビ : 1, 192台  
・エアコン : 23台

## 製造業者等における有害物質の使用量低減の取組状況について

- ◆ 製造業者等は、家電4品目について、RoHS規制をクリアした製品をグローバルに販売している。
- ◆ RoHS規制を順守するため、設計段階でRoHS規制をクリアした部品だけを選択する仕組みを構築し、部品材料の納入段階からRoHS規制物質(鉛、水銀、カドミウム、6価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルの6物質)の排除を行なっている。
- ◆ 日本の場合、資源有効利用促進法対象7品目(パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機)について、J-Moss対応完了済みである(必要に応じた表示)。